

国民健康保険支援事業

1 趣 旨

国民健康保険は、構造的に保険料（税）の負担能力の低い被保険者の割合が多く、また低所得者の保険料（税）を軽減する制度もある。このため、保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなることから、国民健康保険団体連合会が主体となり危険分散を図るため保険者（市町村）の拠出金等を財源として「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、国民健康保険調整交付金を交付している。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3 / 4 保険者支援分 国 1 / 2 県 1 / 4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59 / 100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1 / 4 県 1 / 4
国民健康保険調整交付金	{療養給付費等－（保険基盤安定繰入金1/2＋基準超過費用額）}＋（後期高齢者支援金等－前期高齢者交付金等）＋老健拠出金＋介護納付金	保険者（市町村）	7%

3 平成23年度予算額

4, 815, 269千円

保険基盤安定負担金	1, 584, 838千円
高額医療費共同事業負担金	346, 498千円
国民健康保険調整交付金	2, 883, 933千円

（担当課 健康推進課）